

## アイオワ州消費者データ保護法（ICDPA）の概要

- 2023年3月成立、2025年1月施行。

### 1. 適用対象者

- アイオワ州で事業を行い、又はアイオワ州の居住者である消費者を対象とした製品若しくはサービスを生み出す（produce）者のうち、1暦年の間に以下のいずれかを満たすもの（§ 2.1）
  - (i) 10万人以上の消費者の個人データを管理又は処理している。
  - (ii) 2万5000人以上の消費者の個人データを管理又は処理し、個人データの販売から総売上（gross revenue）の50%超を得ている。
    - ◇ 「消費者」とは「アイオワ州の居住者（resident）である自然人であって、個人上又は家計上の文脈で活動する者」をいう。商業上又は雇用上の文脈で活動する自然人を含まない（§ 1(7)）。

### 2. 個人情報の定義

- 「個人データ」とは、識別された、又は識別可能な個人に紐づけられている、又は合理的に紐づけ可能な情報をいう（§ 1(18)）。
- 「機微データ」（sensitive data）の定義あり（§ 1(26)）。
  - ① 人種・民族的出身、宗教的信条、心身の健康診断、性的指向、市民権・移民権の状況（例外あり）
  - ② 自然人を一意に識別することを目的で処理される遺伝子データ又はバイオメトリックデータ
  - ③ 本人が子どもであることを知りながら収集された個人データ
  - ④ 正確な位置情報データ

### 3. 事業者の義務

- ① 消費者への情報提供義務
  - ◇ 合理的にアクセス可能で、明確かつ有意義なプライバシー通知によって、(i) 処理する個人データの類型、(ii) 処理目的、(iii) 消費者の権利行使の方法（消費者のリクエストに対する管理者の措置への異議申立方法を含む）、(iv) 第三者と個人データを共有する場合の当該個人データの類型、(v) 第三者と個人データを共有する場合の当該第三者の類型を提供する義務（§ 4.5）
  - ◇ 管理者が個人データを第三者に販売する場合、又はターゲット広告のために個人データを処理する場合、オプトアウトの方法を明確かつ目立つように開示する義務（§ 4.6）
  - ◇ 消費者が権利行使のリクエストを提出する安全かつ信頼できる手段を確立し、プライバシー通知で説明する義務（§ 4.7）
- ② 処理者に処理を委託する場合に一定の条項を含むデータ処理契約を締結する義務（§ 5.2）
- ③ 合理的な安全管理措置を講じる義務（§ 4.1）
- ④ 「機微データ」（sensitive data）を処理する際に、最初に明確な通知を行いオプトアウトの機会を提供する義務（児童の機微データの場合には、COPPAに従って処理する義務）（§ 4.2）
- ⑤ 消費者に権利行使の機会を保証し、これに対応する義務（§ 3.2, § 3.3）
- ⑥ 差別の禁止（§ 4.3）
  - ◇ 消費者の権利行使を理由に、商品又はサービスの拒否、商品又はサービスに対する異なる価格・料金の請求、商品又はサービスの異なる品質レベルの提供を含む差別をしない義務
  - ◇ 消費者に対する違法な差別を禁止する州法及び連邦法に違反して個人データを処理しない義務

### 4. 本人の権利（§ 3.1）

- ⑥ 処理される個人データについてのアクセス権（§ 3.1(a)）

- ⑦ 削除請求権（§ 3.1 (b)）
- ⑧ 自身の個人データのコピーを携帯可能なフォーマットで取得する権利（いわゆるデータポータビリティ権）（§ 3.1 (c)）
- ⑨ 個人データの販売からオプトアウトする権利（§ 3.1 (d)）
- 上記権利を放棄又は制限しようとする契約条項は、公序良俗に反するとみなされ、無効かつ執行不能となる（§ 4.4）。

## 5. 違反に対する責任

- ① 司法長官（Attorney General）からの提訴（§ 8）
  - ◇ 本法違反に対して、執行者である司法長官が、州の名において、以下のいずれかを求める民事訴訟を提起することができる。
    - (i) 差止命令
    - (ii) 違反1件当たり最高7500ドルの民事罰
- ② 消費者の私的訴権は定められていない